

# 宝徳本『太平記』復元考

—河村秀頼校合本による—

## 一、序

尾張藩士稲葉通邦が、親友神村忠貞所蔵の宝徳年間奥書を有する古写本『太平記』三十九卷（巻二十二は欠）の書写かつ校正を了えたのは安永十年（一七八一）二月のことであった。この通邦書写本は、今日国立国会図書館に現蔵、宝徳本『太平記』と通称されるが、巻一から巻十までしか残存しない零本で、それが故に奥書年代の古さにもかかわらず、さして重視される伝本ではなかった。だが同じ頃（通邦が書写したや後かと推される）同藩の国学者河村秀頼が、その架蔵無刊記整版本<sup>(1)</sup>『太平記』（以下これを河村本と呼ぶ）に問題の宝徳古写本と整版本（流布本）との校異を朱書しており（名古屋市立鶴舞中央図書館蔵）、これによって宝徳本の巻十一以降の本文の様相をかなりの程度具体的に窺い知ることが出来る<sup>(2)</sup>。小稿は河村本の校異による宝徳本の復元、および諸本の中での位置付けを試み、そこから派生するいささかの問題を提起しようとするものである。

## 二、奥書をめぐって

宝徳本（国立国会図書館蔵）巻一から巻九（巻十は巻末約一丁分欠落のた

め奥書は不明）まで、および河村本巻十以降によって知り得る奥書・識語の類を一覧すれば次表の如くになる（宝徳本巻一冒頭および巻二末尾・巻三冒頭にある稲葉通邦識語は江戸中期のもので、かつ注<sup>(2)</sup>の旧稿で検討済みなので省略し、ここでは宝徳古写本に存したであろうもののみ記す）。

\*長 坂 成 行

〔宝徳本『太平記』奥書・識語一覧〕

（巻頭の○印は「主明室宝正居士」とあることを示す。×印は奥書・識語のないことを示す。）

巻数	西源院本巻数	備考	巻頭	巻尾
1	1		主明室宝正居士	二校了 宝徳三季 <sup>辛</sup> 仲冬晦日書功畢
2	2		○	二校 宝徳三季 <sup>辛</sup> 季冬弘成道日功畢
3	3	別補	×	×
4	4		○	宝徳三季 <sup>辛</sup> 季冬十八日功畢
5	5		○	一校了
6	6		○	一校
7	7		○	一校了
8	8		○	一校了 宝徳二季 <sup>辛</sup> 正月廿三日功畢

28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9
	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9
				欠	欠	欠										※	以下河村 本ニヨル	現存 ココマア	
	○	○	×	○			○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×
	宝徳二天卯月九日功早 一校了	宝徳二天二月廿五日功早 一校了	×	宝徳二天二月念日功早			宝徳二天二月十三日功早 一校了	尙宝徳二年 <sup>壬</sup> 沾洗日書畢 一校了	宝徳二年三月日書之畢 又一校了	一校了	尙宝徳四年壬申三月日書 江州甲賀郡園岳宝正居士勸縁 信菴更洪誠繪写	一校了 一校萃 又一校早	書写 一校畢	×	一校畢	千時宝徳四年正月日 一校萃	×	×	×

40下	40上	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29
40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28
×	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○
博李君子一覽而下雌黃手不亦幸哉	宝徳二天初秋上澣功畢 右依為憑筆可夥烏馬踏伏乞	宝徳二天七月廿六日功早	宝徳二天孟秋日永泉西軒下功早	一校了	×	一校了 宝徳二天六月十三日 永泉庵南功早	一校了 宝徳二年六月七日功早	×	一校了	一校了	一校了 宝徳四稔五月十五日功早	一校了

※奥書の後に「天満天神授衣之記」などを記す(二丁分)。

全四十巻(巻四十が上・下とあるので厳密には四十一巻)のうち約三分の二の巻の末尾にある奥書によって、宝徳本は宝徳三年(一四五二)十一月末日から翌四年七月二十六日までの間に書写および校正されたものであることが判る。巻一・巻二は「二校了」、巻十六・巻十九は「一校萃、又一校早」とあり、巻によって二度校正を施している。さて巻頭の「主明宝宝正居士」という識語も、巻末の奥書もない巻

三・九・十四・二十六の四巻を他の巻々と同一に看做してよいかという問題について考える。卷三は冒頭にて

通邦云此一本宝徳古写本闕矣後人補填亦是古写本也

という朱書があり、宝徳古写本ではないと判るものの、河村本は卷三表紙見返しに

宝徳ノ古写本ヲ得テ校合之加朱書

とし、以下

宝徳本之三目錄下ニ朱書之通り

として整版本との目録の相違を示す。すなわち秀頼はこの巻も宝徳古写本と看做しているようで通邦と見解を異にするが、通邦が「亦是古写本」と記していることから考えて、この程度の錯誤は止むを得まい。卷九・十四・二十六は奥書はないが「宝ニ……」として校異があり、少なくとも秀頼は宝徳写本と看做したことを示しており、取り敢えずこれに従うべきだろう。必ずしも全巻に奥書が存したと考える必要はなく、卷三以外は同じ古写本とみて大過なからう。

奥書の中で注目すべきは卷十七・三十五・三十八および四十下のそれである。卷十七の奥書を再掲する。

一校了

宝徳四年壬申三月 日暮

江州甲賀郡圓岳宝正居士勸縁 信菴叟洪誠模写

版本卷十七末尾の狭い余白（幅二・五センチ、高さ十一センチ程度）に細字で朱書しているため十分に読み取れない文字が存するが、ほぼ右のように解し得る。二行目の「月」と「日」の間の空白は「三月 日」とする際のそれであろう。「暮」は「暮」の誤りと見るのが穩当であろう。三行目は一行に書いているが、「縁」と「信」の間が半字分程空いており、宝徳本はここで改行していたが余白がないために秀頼が

一行に詰めて書いたのだろうと推測される。奥書の意味は

宝徳四年三月某日の日暮に、近江国甲賀郡の圓岳（これを寺名とするか、それとも下の宝正居士とつなげて明室宝正の別称と考えるかは不明）の宝正居士の勸縁として、信菴叟洪誠が模写した。

とでもなるうか。明室宝正が原本の旧蔵者でおそらく既に故人となっており、その供養の意味で信菴洪誠が書写したと解しておく。明室宝正・信菴叟洪誠（叟は老人の謂）ともに禅僧であろうが、具体的な閨歴は全く検し得ず後考を待ちたい。卷三十五の「永泉菴南」・卷三十八の「永泉西軒下」は書写の場所を示すと思われるが、これも「永泉菴」（おそらく禅寺の塔頭名）が具体的に何処かは全く不明である。

書写者の名がある奥書はこの卷十七のみだが、この巻だけが他の巻々とは異なる事情で写されたとする積極的根拠は見当たらず、ほぼ全巻同じ書写状況にあり、偶々卷十七のみにこの奥書があったと考えておきたい。

卷四十下は、玄玖本で言えば卷三十九の末尾「神木婦座之事」以下および卷四十に相当し、大尾は「光厳院崩御事」で終わり、その後には次のような奥書がある。

宝徳二天初秋上辭功畢

右依為惡筆可夥焉焉馬錯伏乞

傳李君子一覽而下雌黃手不亦幸哉

この奥書がある以上、該章段（光厳院崩御事）が大尾であること疑い無く、これは現在までに報告されたことのない『太平記』終結部のあり方として注目すべきである。

さて奥書によって知り得る宝徳本の書写年時は宝徳三年・四年（一四五二・五三）であり、卷二十二を欠く『太平記』の書写年代としては、その卷二十九末尾（刊本認貞）に附記される足利幕府執事管領職の補任

次第から推知し得る原西源院本の書写年代——応永十九年（一四二二）以後、応永二十八年（一四二一）以前〔解説5頁〕——に次いで古いものと言えらる。しかし西源院本は奥書はなく、奥書年時の明徴ある完本に近い伝本としては最古のものと言えらる。

さらに宝徳本巻三十三の巻頭目録のうち「東寺合戦事」の下には「應永廿三年丙申當六十年」という注記が存する。東寺合戦は文和四年（一三五五）二月から三月にかけての京都での南北両軍の合戦をさし、応永二十三年（一四一六）までは確かに六十年になる。問題はこの注記の記入時期だが、宝徳四年の時点で記入する必然性はなく、従って応永二十三年その時点での注記と考えてよいだろう。とすれば宝徳本の原本は応永二十三年には存在していたことになる。<sup>(4)</sup>これは前述の原西源院本の推定書写年時にはば重なる。

応永二十三年という年時を原宝徳本全体に及ぼすことにはやや躊躇を覚えるにしても、大多数の写本が十六世紀後半の書写とされる<sup>(5)</sup>中で十五世紀中葉の書写奥書のある伝本の存在が確認出来たことは貴重で、以下その本文の内容を紹介しつつ系統を特定することを主たる目標にして考察を進めたい。

### 三、巻数および巻の分割について

注(2)の旧稿で述べたように、河村本は巻数・巻区分の位置・章段名・章段区分の位置等の外形的要素は勿論のこと、本文の校異も『参考太平記』のそれを上回る程の密度でもって注記している。しかし、いずれにせよ宝徳本そのものではないので秀頼の校異を通じて宝徳本の実態を推知するというもどかしさは否めず、以下の論述はそうした制約の下でのものであることをおこたわりしておく。

まず巻二十二の有無については、現存宝徳本巻一冒頭の稲葉通邦識

語中に「全三十九巻<sup>十二</sup>別有目錄一卷」とあり、この巻を欠いて全部で三十九巻存する伝本ということになる。巻四十は上・下あり、嚴密には四十一巻本となろうが、上・下併せて一卷と看做せば四十巻本といえ通邦の謂に矛盾しない。

河村本の校異から判断すると他に巻二十三・二十四も欠くようであるが、これは通邦識語の内容とは異なり、その後何らかの事情で失なわれたものだろうか。しかし欠巻後のこの部分は伝本系統を特定する上で極めて重要な指標となるはずであり、欠落が惜しまれる。

玄玖本など古態とされる伝本の巻二十六・二十七の二巻に相当する部分を、宝徳本は次の如く三巻に分ける。

#### 巻二十六

持明院殿御即位事<sup>(6)</sup>

吉野炎上事

#### 巻二十七

賀名生皇居事

直冬西国下向事

#### 巻二十八

清水寺炎上事<sup>付田兼事</sup>

天下恠異事

前述の巻数とこの巻分割の有様から判断すれば、宝徳本は鈴木登美<sup>(7)</sup>恵氏のいう乙類本（甲類本の巻二十六・二十七の二巻に相当する部分を三巻

に分割して全体を四十巻にする本)に相当することになる。

ではその他の部分の巻分割のあり方はいかがであろうか。巻十五は「賀茂神主改補事」で終わらずに「高駿河守引古例事」までとし、巻十六を「西国蜂起官軍進発熊山合戦事」からはじめる。この形は玄玖本・西源院本など古態とされる伝本の巻区分に一致する。また巻三十三(宝徳本は巻二十六・二十七・二十八で一巻増えるため、玄玖本などでは巻三十二に相当する巻)は「八幡御託宣事」までを収め、巻三十四は「三上皇自芳野御出事」から始める。この区分の仕方も玄玖本・西源院本などに一致し、梵舜本・流布本などとは異なる。巻三十七(玄玖本では巻三十六に相当)は「南方ノ勢没落越前匠作禅門上洛事」で終わり、巻三十八を「当今自江州還幸事」から始める。この区分も玄玖本・西源院本などに同じで、流布本などとは異なる。

玄玖本などの巻三十九・四十に相当する部分を、玄玖本は巻四十一・下とする。上は「諸大名議道朝事」で終わり、下は「春日神木御帰座事諸卿供奉事」で始まる。この上・下の区切り方は毛利家本・天正本の類の巻三十九・四十の分割に同じというやや特異なものである。

以上のように、大部分の箇所は玄玖本など甲類本に一致する分割位置であるものの、巻二十六と二十八は乙類本に、そして巻四十一・下は毛利家本・天正本に一致する、というように部分によって様々な状態である。巻の区切り方のみから本文系統の特定ができないことは勿論であるが、しかし以上の考察によっても、宝徳本全体が現存のどれか一系統の伝本に同定できるものではなく、少しく複雑な性格を持つであろうことは予測出来る。

#### 四、記事の有無および配列順序

『太平記』には諸本によって記事の有無があったり、記事の配列順

序が異なる部分がある。宝徳本の本文系統をさぐる手続きの一つとして「玄玖本太平記解題」<sup>(8)</sup>を参考にしつつ、この問題を検討したい。

巻一、浅原為頼のこと、中原章房のことはなし。巻三、金剛山由來のこともなし。

巻四「笠置囚人死罪流刑事」の範圍の記事の配列順序は玄玖本・南都本などに同じ。但し具行最期のこと、殿法印良忠のことはなく毛利家本・米沢本・梵舜本に同じあり方である。

巻五、天正本の類の冒頭にみえる正慶改元、光厳天皇大嘗会、九条忠教のことなど諸記事はない。

巻十一の「金剛山寄手等被誅事」の章段は巻末ではなく、「義貞注進到来事」と「筑紫合戦事」との間にあり、この順序は毛利家本・梵舜本に一致する。

巻十四、西源院本のみ末尾の「日吉御願文事」を欠くが、宝徳本は他本と同じくこの記事を持つ。

巻十六「尊氏卿御上洛事付同御瑞事」の中の和田範長討死のこの位置は前田家本以外の諸本に同じ。熊山合戦のこと、和田範長討死のこととはあつて毛利家本・梵舜本・流布本に同じ。小山田高家青麦を刈ることはなく玄玖本などに同じ。

巻十九、北畠顕家討死のことはなく、天正本の類、流布本以外の諸本に同じ。

巻二十一「法勝寺炎上事」の位置は天正本の類・梵舜本以外の諸本に同じ。

巻二十六「大塔宮亡靈宿胎内事」の次に阿闍世王の記事はなく、米沢本・毛利家本・前田家本以外の諸本に同じ。黄梁夢のこの位置は天正本の類以外の諸本に同じ。

巻二十八、師直大炊御門邸を焼く記事はなく天正本の類以外の諸本

に同じ。長講田楽見物のことはあって、天正本の類以外の諸本に同じ。左馬頭義詮上洛のことはなく、神田本・西源院本・京大本・玄玖本に同じ。上杉畠山最期のこともあって天正本の類以外の諸本に同じ。雲景未來記事は巻尾にあり神田本・西源院本に同じ。崇光天皇大嘗会のことではなく、神田本・西源院本・京大本・玄玖本に同じ。

卷二十九、漢楚合戦事はあり、京大本以外の諸本に同じ。卷三十一、八重山蒲生野合戦のことはなく天正本の類以外の諸本に同じ。

卷三十六に北野通夜物語の事はあるが、その中の記事の有無に問題がある。日藏上人のこと・泰時修行のこと（但し末尾は欠ける）はあり貞時修行のことはない。これだけならば西源院本・今川家本のあり方に近いのだが、宝徳本はさらに北条時頼廻国のこと・青砥左衛門のこと・遁世者の現世批判の記事を欠くという独自の形をもつ。

卷四十は前述のように上巻と下巻に分かれるが、下巻の記事順序に問題がある。卷四十下は神木焔座のことから始まり、高麗人來朝の事と続き、その後記事は中殿御会（西源院本・流布本では卷四十の冒頭）へ続く。そして西源院本の卷四十に相当する記事を述べ終わつた後に、光嚴院行脚のこと及び崩御事が語られ大尾になる。以下、こう推断した根拠を述べておく。河村本卷四十一「中殿御会事」（章段目録）の欄上に「九丁前ヨリ此本文へツマク」（朱書）とあり、問題の九丁前とは「神功皇后攻新羅給事」の大尾から「光嚴院禪定法皇行脚事」へと移る部分である。そしてこの「光嚴院禪定法皇行脚事」（章段目録）の欄上（河村本卷三十九の二十七丁目ウラ）には、「此段宝徳本四十卷大尾ニ出ル」と朱書し、また「此段宝ニ終迄ナシ大尾ニ書頭ス」ともある。さらに光嚴院崩御の事の後に最終の奥書があることは前述のとおりである。以上から、光嚴院崩御事がすべての記事の大尾に置かれているものと判断せざるを得ない。但し、河村本卷四十の大尾、

中夏無為ノ代ニ成テ目出カリシ事共也

という結びの条に注記（例えば、「二十丁前ノ光嚴院行脚ノ条へツマク」とか）がないのはいささか不審だが、それがなくとも、今まで示した徴証によつて右の推考は充分に認められよう。この宝徳本独自の大尾のあり方が意味する所、あるいはここから派生する問題については稿を改めて論じることにした。

以上、記事の有無・配列の特徴からみても宝徳本は現存の或る一本に全て合致する伝本ではない。が、大旨の傾向を述べるならば、天正本の類の伝本にある特異な記事はなく、古態とされる神田本・西源院本・玄玖本の持つ特徴を基調にし、ごく一部に毛利家本・梵舜本の傾向がみられ、また一部に宝徳本独自の特徵も持つ伝本と言えよう。

## 五、詞章の異同

本来ならば校異によつて復元できる宝徳本文全体の翻刻を示すべきであろうが、量的に膨大なものになるし、また本文系統特定の上ではその必要もないであろう。卷一から卷十までは国立国会図書館に稲葉通邦書写本が現存し、かつ高橋貞一氏に簡単な紹介もあるので省略し、今回は卷十一以降で本文系統を考へる上で質的量的に重要であると思われれる異文を示す。その際、個々の異文が古態とされる四系統の伝本（神田本系・西源院本系・玄玖本系・南都本系<sup>(9)</sup>）のうちのいずれの伝本の詞章に近いかの認定を中心に述べ、その意味する所については他日を期したい。従つて、以下いささか単調な記述に終始することをおくとわりしておく。

\* \* \*

卷十三「藤房卿遁世事付御書事」の八幡行幸の行列についての一節は、藤房卿モ時ノ大理ニテ御坐スル上、今ハ是ヲ限ノ供奉ト被思ケレハ、

付節付タル大薰子四人雑色下部廿人、例ヨリモ爽ニ出立セテ警蹕ノ声高ラカニ、当リヲ私テ供奉セラル、伏拝ニ馬ヲ止テ男山ヨリ給フニモ

(西源院本39頁相当)

とあり、神田本・玄玖本・南都本に同じ本文を持つ。西源院本は行装の描写が詳細。

卷十四の冒頭「足利殿与新田殿奮執事両家奏状事」は

足利宰相尊氏卿討手ノ大将ヲ承テ関東ニ下リシ後、相模次郎時行度タノ合戦ニ打負テ、関東程ナク静謐シケレハ、勅約ノ上何ノ相違カ可有トテ、未タ宣旨ヲモ不被下、其門下ノ人ハ、足利征夷將軍トソ中ケル(383頁)

で始まり、神田本・西源院本・玄玖本・南都本とも同じ、新田・足利の確執の因を述べる部分もこの古態四本の本文に同じである。卷十四「箱根竹下軍事」の十二日合戦の官方が優勢である辺りの一節、

旗ノ数次第二減シテ、今ハ十分カ一モ見ヘサリケル間、義貞勝ニ乗テ責上ル、鎌倉勢ノシトロニ成ケル時、村上河内守信貞一族四十余人、都合其勢五百余騎ニテ義貞ノ勢ヲ追下ス、手負死人人数ニ及ヘリ、直義感シ給テ、タ、ウ紙ニ恩賞ノ下文ヲ書テ与ラル、信濃国塩田ノ庄トソ聞ヘシ、彼成王桐葉ニ書テ士ニ与給シ先蹤ニ准ヘラレタリトソ覺タル(389頁)

とあり玄玖本・南都本・西源院本に同じ。神田本は村上信貞の功のこを記さない。卷十四「諸国蜂起事」の末尾は

此宿ニテ彼龍馬俄ニ病出シテ、體テ死ニケルコソ不思議ナレ、カ、ルヘキ表事ニ此馬兼テヨリ、出タリケルヤラントソ覺シ、サレハ始メ万里小路中納言藤房卿ノ諫言ヲ奉ラレンシ時、夫天馬ヲ用ル所ヲ案スルニ、大逆不慮ニ來ル日急ヲ告ル時、其用有リ、是静謐ヲ案スルニ、朝ニ於テ兼テ大乱ノ備ヲ儲ク、豈不吉ノ表事ニ候ハスヤ、ト申サレタリケルヲ今ソ思ヒ合セラレケル(395頁)

とあり西源院本に一致する。神田本・玄玖本・南都本は龍馬を藤房の諫言に結びつける記述を欠く。

卷十五「正月卅日京合戦事」の末尾、玄玖本・南都本・西源院本ともに、持明院殿の院宣を受けんがために薬師丸を帰京させる記事(西源院本44頁)を持つが、宝徳本はこれを欠く。天下を君と君との争いにするという尊氏の意図を露骨に示す記事であり、削除されたものか。

卷十六「尊氏卿申下テ持明院々宣上落、福山合戦義貞退舟坂正成兵庫下向子息遺訓事」の將軍出発にしたがう人々の条、

將軍ハ吉良石塔仁木細川荒河斯波吉見波川桃井昌山山名一色加子岩松等ヲ始メトシテ、宗トノ一族四十余人、高一党五十余人、上杉ノ一類三十九人土岐佐々木赤松千葉宇都宮小田佐竹小山結城ノ一党、三浦河越大友厚東菊池大内等先トシテ、外様ノ大名百六十頭、其船七千五百六十余艘ノ内、宗トノ大船蓬萊須弥山モ載ル計ノ舟、將軍ノ御座船已下卅艘ナリ、(439頁)

とあり西源院本・玄玖本・南都本に同じ。神田本は簡略(刊本39頁上)である。卷十六、正成兵庫下向の条、提言を拒否された正成の述懐は正成此ノ上ハサノミ異儀ヲ申ニ不<sub>レ</sub>及候、且ハ恐レ有リ、サラハ大敵ヲ欺キシエタケ、勝軍ヲ全クセントノ智謀寂慮ニテハ無ク、只無二ノ戦士ヲ大軍ニ充ラレント計ノ仰ナレハ、討死セヨトノ勅定コサムナレ、義ヲ重シ死ヲ顧ヌハ忠臣勇士ノ存スル所也トテ、其日體テ正成ハ(444頁)

とあり玄玖本・西源院本に同じ。神田本・南都本はこの部分、簡略である。

卷十六「本間孫四郎遠矢事」の始めは  
只一騎和田ノ御崎ノ波打際ニ打テ出テ、馬ノ蹄ヲ滑ノ波ニ浸シテ白泡カマセテ引ヘタル所ニ、唯一羽浪ノ上ニ飛落テ、二尺計ナル魚ヲ一ツ颯テ澳ノ方ヘ飛行ケル所ニ、重氏思ヒケルハ、此大事ノ中ニテ此鳥ヲ射テ人ニ見セハヤト思テ、上指ノ鎗ヲ一拔出テ、二所藤ノ大弓取テ番ヒケル所ニ、鳥漸ク遠サカリ波ノ上六七町延ヒヌラント見ユル程ニ、馬ノ鎧ニ波超ス計潮ニ懸ケ浸シテ、追様ニカケ鳥ニソ射タリケル、體ト生ナカラ射テ落サントヤ

思ケン、簾ハ鳴響テ長鳴シテ、雲海ニ遊サカル鳥カ片羽カイヲ、ハタト射切テ、籥ハ大内介カ舟ノ帆柱ニ香巻過テ一ト揺リタテソ立タリケル

(447頁)

とあり西源院本・南都本に近い。特に傍線部の詞章は西源院本に同じ。玄玖本・神田本は簡略。本間の矢を射返す人物の選を尊氏が命ずる条、御方ニ誰カ此ノ矢射返ヘキ者誰カ有ル、サスカ多キ勢ト云ナカラ、東国四十余頭九国卅余頭、其外中国四国北国ノ輩、大略残り少クコソ相隨フヲラメ、此内ニ此矢射ル程ノ者ナト力無ルヘキ、射返シ候ヘ、ト被仰ケレハ、皆カタツヲ吞テ音モセス

(448頁)

とあり、これも西源院本に同じ(玄玖本も)。神田本・南都本は簡略。卷十六「聖主又臨幸山門事」のはじめは、

京中ノ貴賤忠儲サル事ノ様ニ騒動周章斜ナラス、男女東西ニ迷ヒ、君臣足手ヲ空ニス、官軍若シ職ニ利ヲ失フ事アラハ、去正月ノ如ク、又山門ヘ行幸スヘキ由兼日ヨリ議ヲ定メラレケレハ、五月廿五日主上三種ノ靈器ヲ先ニ立テ奉テ、再龍駕ヲ叡山ニ廻ラサル、於戲悲哉元弘元年ニハ武威ヲ怖レテ王者帝都ヲ出奔シ、同二年ニハ己ニ我士ニ囚レ御テ、遠嶋ニ震襟ヲ惱マシ、カトモ、皇位クテセサレハ、立所ニ累代権柄ノ戎士ヲ亡シ、始テ公家天下ヲ一統セラレ、再ヒ旧代ニ復セシニ、未三年ヲタニ過ヌニ、又此乱出

(455頁)

とあり西源院本に一致する。神田本・玄玖本・南都本とは少異がある。この後、山門行幸に供奉する公卿の人名列挙の条も西源院本に同じ(西源院本447・448頁)。「持明院本院潜幸東寺事」は押紙に異文があり、西源院本の本文に一致する(458・459頁)。

卷十六「日本朝敵事」では第六天の魔王の事・将門の首の事を欠き神田本・玄玖本・南都本に同じ、西源院本はこれらの記事を持つ(460・461頁)。卷十六の終わりの「正成首送故郷事」の母が正行を戒める条、幼キ心ニモ能々事ノ様ヲ思フヘシ、兵庫ヘ向ヒシ時、汝ヲ留メシ事ハ、全

ク腹ヲ切レトテ残シ置ス、我縦ヒ討死ストモ汝残り留テ、一族若覚ヲモ扶ケ置キ、身ヲ全クシ、君何クニモ御座有ラハ今一度義兵ヲ挙ケ、朝敵ヲ亡シテ君ヲモ安泰ニ成シ奉リ、父力遺恨ヲモ散シ、孝道ニモ備ヘヨトテコソ残シ置キシ身ナルヲ、其ノ庭訓ヲ具ニ聞テ、我ニモ語シソカシ、何ノ程ニ忘レテ当座ノ歎ニ引カサレテ、行末モ願ス、父カ恥ヲモス、カス、我レニ猶恐キ目ヲ見セントスルソ、ウタテノアトナサヨ、角テハサレハ父カ訓ヲ違ヘ、祖父ノ跡ヲ失ハント思フカ悲キト、声モ惜マス泣キクトキイサメ留メ、兎テモ猶兎モ角モ成ルヘクハ、ウキ目ヲ重ネテ見センヨリハ、我ヲ先ツ殺セヤト、悶絶焦レケレハ、サスカ正行幼少ノ心ニモ、ケニモト思ヒツ、ケツ、自害ノ事ヲハ止ニケリ、父ノ遺言母ノ教訓心ニ深ク染マリニケレハ、其後ハ一筋ニ身ヲ全クシテ、腕ナル戯ニモ只此事ヲノミ思ヒツ、武芸智謀ノ稽古ノ外、又為ル態モ無リケリ、是ソ誠ノ忠孝ナルト正行ヲ感セヌ者ハナシ、サレハ幼少ヨリ敵ヲ亡ス智謀ヲ挾ミケル行末ノ心中コソオソロシケレ

(463・464頁)

とあり西源院本に同じ、玄玖本・南都本・神田本はやや簡略。以上、卷十六はほとんどの箇所が西源院本に一致する本文を持つが、「日本朝敵事」の条の異文のみ西源院本とは異なる。

卷十七「江州合戦事」の佐々木道誉が近江を手に入れる条り、

彼ル所ニ佐々木佐渡判官入道々誉、将軍ノ御前ニ參テ申サレケルハ、江州ハ代々佐々木名字ノ守護ノ國ニテ候、小笠原上洛ノ路ヲ隔テ、不慮ニ兩度ニ及テ合戦ヲ致シ候其功ヲ以テ、總國ヲ管領仕候事、道誉面目ヲ失所ニテ候、江州ノ管領事ヲ給候ハ、即彼國ニ下候テ國中ノ朝敵ヲ打平ケ、坂本ノ通路ヲ塞塞キ、敵ヲ兵糧攻メニシ候ヘシ、ト申サレタリケレハ、将軍モ然ルヘシトテ

(465頁)

とあり西源院本・南都本に同じ、道誉が偽って官方に降参したとする神田本・玄玖本とは異なる。

卷十八「二宮御息所之事」のうち、宮と御息所の和歌の贈答がある後のあたり、

死テハ同昔ノ下ニモト思召通ハシテ、十年余リニ成ニケルニ、君ノ御謀反願レサセ給テ関東ヨリ打手上洛スト聞ヘシカハ、主上モ一宮モ笠置ヘ落サセ給ヒタリシカ共、叶ハス為ニ東使、二囚レサセ給ヒタリシカ、君ヲハ元弘元年三月七日、千葉介貞胤、小山五郎左衛門佐、佐木佐渡判官入道五百余騎ニテ路次ヲ警固仕テ、隠岐国府嶋ト云所ニ黒木ノ御所ヲ作テ流シ奉ル、此一宮ヲハ同日、佐々木大夫判官時信路次ノ御警固ニテ、四国土佐、畑

(541頁)

とあるが、傍線部以外は諸本にない宝徳本独自の異文である。説明的な詞章を補入したものか。

卷十八「渡義頭首事」は「比叡山開闢事」の前に入る(巻頭目録による)。本文は西源院本など古態四本に同じ(河村本第一冊一オの張紙に朱書)。「比叡山開闢事」の後半は、

所謂大宮権現ハ、久遠実成ノ古仏、天照大神ノ応作、聖眞子ハ九品安養界ノ化主、八幡大菩薩ノ分身、二ノ宮ハ初メ大聖釈尊ト約ヲナシ給ヒシ、東方淨瑠璃世界ノ如来、吾国秋津洲ノ地主タリ、其後四所ノ菩薩化ヲ助ケ、十方ヨリ来、二七ノ靈神光ヲ並ヘテ、四辺ニ圍繞シ給フ (566・567頁)

とあり簡略で玄玖本・南都本に同じ。西源院本はさらに詳細になる(神田本はこの部分欠)。

卷二十「斎藤七郎入道々猷義貞夢事」の中の斎藤が義貞の夢を占する部分、

其比諸葛孔明ト云賢人世ヲ背テ南陽ニ在リ、〔※〕劉備是カ賢ヲ問給テ、則幣ヲ重シ礼ヲ厚シテ召レケレ共 (592頁)

とあり西源院本・神田本に同じ。玄玖本・南都本は※に孔明の詩がある。卷二十「梟左中将頭事」のうち、勾当内侍と義貞の出会いの場面、夜痛ク深テ在明ノ月クマナク差入タルニ類ヒマテヤハツラカラメト打詠シ

テ、シホレ伏クル気色、云フハカリナクアテヤカナレハ、中将行末モ知ヌ道ニマヨヒヌル心地シ給フ、朝ヨリ夙ニ帰リテモ、風カナリシ面影ノナヲコ、モトニアル様ニオホエテ、世人態人ノ云カハス事モ耳ニ入ラネハ、心ヨハリヨキモセス、寝モセテ夜ヲ明シ日ヲ暮シテ、若シルヘスル海人タニアラハ、忘レ草ノヲフト云浦ノアタリニモ、尋ネユキナマシト、ソ、ロニ思シツミ給フ、アマリニセン方ナキマ、ニ、媒ナルヘキ便ヲ尋出シテ、タヒト消息カヨハサレケレ共、君ノ聞食レン事ヲヤコトナシト思ヒテ、内侍手ニタニモ取ラスト傳人申ケレハ、中将イトイタク打他テ、誰ユヘニヤトル袂ノ涙トモシラテ雲井ノ月ヤスムラン、ト恨ワヒテ中タイハス成ニケリ、知ラス誰人カ奏シ申シケン (600頁)

とあり、神田本・玄玖本に同じ。西源院本は和歌(傍線)の位置と詞章が異なる。南都本はまた別の異文で今川家本・流布本に近くなる。

卷二十「結城入道墮地獄事」の末尾は

清冷ノ池水トソ成ラント、導師稱揚ノ舌ヲノヘテ、聴衆隨喜ノ涙ヲ添フ、誠ニ奇特ノ夢仏陀ノ告弥ヨ貴者ナリケリ (608頁)

で終わり、地藏菩薩の靈験を称える文言はない。傍線部を除けば玄玖本・神田本・西源院本に近い。南都本は地藏のことを述べる。

卷二十一「塩治判官讒死事」は特に本文異同が甚だしい章段である。高貞妻に熱い想いを寄せる師直に辟易し、当初は手引きをした侍従がついに逃げ出す条り、次のようである。

兼好カ不祥、薬師寺カ高運榮枯、前生ノ果報ニヤトソ覚ヘシ、師直ハ思ヒ日々ニ増リ行クハ、今ハ混ラ恋ノ病ニ沈臥テ、万事ヲ閑ケレハ、朝夕侍従殿ヲ招キ寄セ、詮無キ御物語故ニ身ヲ徒ニ成サンスル事コソ悲シケレ、人ノ妻ユヘ命ヲ捨ンスル事ヨ、片時モ御身ノ見ヘサセ給ハヌ時ハ、イト、心迷ヒシテ、ツク便リモ無レハ相構テ帰給フヘカラス、此事故ニ師直何カニモ成ラム時、御身ト諸共ニ火ニモ水ニモ消テ、冥途マテモ杖柱トモ思ヒ奉

ラムナント、柿キマテニ聞ヘケレハ、侍從殿モ何シニカ、ル物語ヲシタリケン、物ノクルハカシニヤ有リケント、実ニ後悔ノ色ノ深カリケル、日ニ随テ物狂ハシキ事ナト云ケレハ、余リニモテアツカイテ〔※〕スヘキヤウ無リケレハ、侍從殿ヤウクニシテ少シノ隙ヲ得、行末モ知ラス失ニケリ、師直侍從殿ニサヘ離レヌレハ、イト、云ヨルヘキ使リモ無シ、我レナカラハカナノ心迷ヤ、一目モ見サル人ソカシ、思ヒ捨ハヤト思ヘトモ、日ニ随テイト、思ソマサリケル、イヤ／＼アラアチキナヤ、世中ニ是程思ハシクヤサシキ人ニ心迷ハテ心ヲツクシテハ、天下ヲ保テモ何カセン、只理不尽ニ押寄テ奪取ラハヤト思ヒケルカ、暫クスヘキ様有ト案返シテ、様々ニ議ヲ運シ、高貞隠謀ノ企有ル由ヲ將軍左馬頭ニソ訴申ケル (629・630頁)

ほぼ西源院本に近い詞章であるが、西源院本は※の部分に、師直が湯上りの高貞妻を盗み見る場面を持つ。師直を戯画化することの著名な条りを欠く伝本は他には管見に入らない。該話のより初期の形態を示すものか。

該章段の後半、即ち師直の讒言にあい塩冶高貞が妻子一族と共に京を脱出し、山名・桃井等がこれを追撃、ついには高貞が出雲で自害する部分も諸本による記事順序・詞章の異同が甚だしい。諸本は玄玖本の類・西源院本の類・天正本の類の三類に大別出来る。記事順序に限って言えば玄玖本・西源院本は

Ⅰ、桃井の軍勢、高貞の妻子を攻め、播磨の蔭山にて惨死せしめる。

Ⅱ、山名時氏、山陽道の高貞を追走。山崎にて師直の使いと偽る者(実は高貞の部下)にとどめられ停滞、高貞、出雲まで逃げのびる。

Ⅲ、高貞、出雲に下着の後、山名軍に攻められ自害。

の順序で話を進める。一方、天正本の類はⅠ・Ⅰ・Ⅲの順序をとり、宝徳本はこれに同じである。しかし詞章は天正本とは大幅に異なりむ

しる西源院本に近い。例えば、Ⅱの中の師直の偽使が山名伊豆守を呼び止める条、

伊豆守已ニ追付ントシケル處ニ、跡ニ呼フ音シケレハ、立留テ願ルニ扇ヲ上テ招キケリ、何事ヤラン様有リトテ、各馬ヲ引ヘテ待ツ處ニ、二三町カ程近付テ、是ハ執事ヨリノ御使ニテ候、余リニ走りテ候程ニ苦シク候、是マテ打返サセ給ヘ、申ヘキ事有リ、トソ云ケル、何事ソ其レ聞ケ、トテ若覺ヲ四五キ返サレケレハ、人ツテニ申ヘキ事ニ非ス、ト云ケレハ、伊豆守自ら馬ノ鼻ヲ引返シ、何事ソ、ト問ハレケレハ、此ノ者ニコト打笑テ、実ニハ執事ノ御使ニテハ候ハス、是ハ塩冶殿ノ御内ニ新座ノ者ニテ候カ、落ラレケル事ヲ知り候ハテ、共仕候ハス、何クニテ捨テンスル命モ同シ事、爰ニテ面々ノ御手ニ懸テ、冥途マテ仕ル身成候ヘシ、ト云モハテス、太刀抜テカカリケレハ、サテハタハカリケル事ヤ、サラハ打取レ者共、トテサト打開テ、十方ヨリ散々ニ是ヲ射ル、其箭囊ノ毛ノ如ク身ニ立チタレトモ、少モ痛マス、走り懸リキツテ廻リケル程ニ、ヨキ者三騎立所ニ切テ落シ、アマタニ手負セテ、今ハ叶ハシトヤ思ヒケン、腹十文字ニカキ切テ、南枕ニ臥テ死ニケリ、アハレ剛ノ者ヤ、人ヲ仕ハ、カ、ル若覺ヲ仕テコソト感セヌ人ハ無リケリ (633・634頁)

とある。諸本の中では西源院本に最も近いが、それでも傍線部など細部に相違があり、完全に一致する伝本を知らない。また前掲のⅠの部分の後半、西源院本(天正本も)は

①山城守宗村、女房を刺し殺す。

②八幡六郎、高貞の子を修行者にたくす。

という順序(玄玖本・南都本は②・①の順)であり、宝徳本も同じ順序をとる。すなわち高貞逃走讒全体の記事順序は天正本に一致するが、詞章については西源院本に近い、というこれまでに報告されていない形の本文を持つ。

こうした本文異同の複雑さは塩冶判官の話が一次的に成立したもの

ではなく、いくつかの段階をもって生成したことを示すものであろうが、宝徳本をも視野に入れた該話生成の詳細については他日を期したい。

卷二十六「從伊勢国進宝劔事」は大旨西源院本に同じ(712-721頁)で、玄玖本・南都本とは異なる。神田本は切り継ぎによる混合本文である。「秦穆公事」和「田桶打死事」のうち正行最期の条は、

師直已引色ニ見ケル處、九國ノ住人鱷四郎ト云ケル強弓ノ手足筋次早、自馬飛下逃ル兵共ノトキ捨タル胡蝶尻籠拾ヒ、雨ノ降如クニ散々ニ射タリケルニ、和田新発意七ヶ所マテ射ラレヌ、楠左右ノ膝口三所、右ノホウ崎、左ノ目尻、篋深ニ射ラレテ、其ノ矢冬野ノ草ノ霜ニ臥タルカ如ク折懸タリ、其外一騎当千ト馮タル兵纒二百十三人、何モ皆血ニ深テ深手浅手二三ヶ所被ラヌ物無リケリ、馬ニハ放レ、身ハ疲レタリ、今ハ是マテトヤ思ケン、楠帯刀正行、舎弟次郎正時、和田新発意三人、立ナカラ差違同枕ニ臥タリ、吉野ノ御廟ニテ過去帳ニ入タリシ兵、是マテ猶六十三人打残サレテ有ケルカ、今ハ是マテソイヤ面々同道申サントテ、同時ニ腹掻切テ、同枕ニ臥ニケリ

(738頁)

とあり、神田本・西源院本・玄玖本に同じ。南都本は各人の討死の様が詳細である。

卷二十八は本文異同の甚だしい巻である。目録を示すと、

清水寺炎上事付田桑事  
左兵衛督欲被誅於師直事  
上杉豆州流罪事  
雲景未来記事  
天下怪異事

の五章段から成り、前節で触れた記事の有無・順序、特に雲景未来記のことが巻の後半に来てその後大雨・天変のことがあること、義詮

上洛・崇光天皇大札の記事がないこと等から判断すると神田本・西源院本の系統であるといえよう。詞章の面からも同様のことが言えるか、ということ以下で確認する。巻頭は

貞和五年二月二十六日ノ夜半計ニ、將軍家修シク鳴動シテ虚空ニ兵馬ノ馳通ル音半時計シケレハ、京中ノ貴賤、コハ何事ノアランスラント胆魂ヲ却ケル慮ニ、明ル二十七日ノ午ノ越ニ、清水坂ヨリ俄ニ失火出来テ、

(763頁)

で始まり神田本・西源院本・玄玖本に同じ。南都本とは異なる。「田桑事」の棧敷倒れの一節、

見聞ノ貴賤上下オメキ叫テ感シケル程ニ、何かシテ崩レソメケン、三重ニ構ヘクル御棧敷、下桁微塵ニ打レ砕ケテ、鳴ハタメク、アレヤト云程コソ有リケレ、作り連ケタル大物トモナレハ、何トシテカ拘ル所モ有ルヘキ、上下二百四十九間ノ棧敷トモ、將替倒スルカ如ク、一度ニ同トソ倒ケル、若十ノ大物共、上カ上ニ落重リケレハ、矢庭ニ被<sub>レ</sub>打殺タル人五百余人、腰膝ヲ被<sub>レ</sub>打折、手足ヲ打切ラレ、或ハ己ト抜タル太刀長刀ニ此彼ヲ突貫レテ血ニマミレ、或ハ湧セル茶ノ湯ニ身ヲ焼キ泣喚キ、只衆台叫喚ノ罪人モ角ヤトソ覺テ哀レナリ

(763・764頁)

とあり玄玖本・神田本・西源院本に同じ。南都本はやや異なる。

「左兵衛督欲被誅於師直事」のうち、人名列挙の条は

先三条殿へ参リケル人々ニハ、石堂入道、上杉伊豆守重能、同左馬介、山山大藏少輔直宗、石橋左兵衛佐和義、子息治部少輔宣義、高南遠江守、大高伊与守、嶋津四郎左衛門、曾我左衛門尉、櫻場正少卿尊宣、須賀左衛門、齋藤左衛門大夫ヲ始メトシテ、日来ヨリ式ヲ存セサル人々三千余騎、三条殿へト馳参ル

執事ノ方へ付ケル人々ニハ、仁木左京大夫頼章、同右京大夫義長、舎弟陣正少卿頼勝、細川相模守清氏、同讃岐守、吉良左京大夫、山名伊豆守、今川五郎入道、同駿河守、千葉介貞胤、宇都宮三河入

道々、同遠江入道々々、土岐大膳大夫、佐々木佐渡判官入道々々、同六角判官々々、武田伊豆守々々、小笠原遠江守々々、戸次丹後守々々、荒尾、關東、土肥、土屋、多々院ノ御家人、常陸平治、甲斐源氏、高家ノ一族ハ申三不及 (768~769頁)

とあり、神田本・西源院本に同じ。但し傍線部を欠いたり、「々々」(実名を省略した意味か)を記さないといった微細な相違はある。玄玖本にも近いが少異あり、南都本とは大きく異なる。この後の尊氏と師直の交渉の部分も神田本・西源院本に同じ本文を持つ。

「右兵衛佐直冬鎮西没落事」・「直義朝臣隱遁事付玄恵法印末期事」(版本の章段名)も神田本・西源院本に同じ。但し、宝徳本は後者の中の直義の和歌「長ラヘテトヘトソ思フ」(西源院本772頁)を欠く。「上杉豆州流罪事」も神田本・西源院本に一致する。

「雲景未来記事」も神田本・西源院本に細部に至るまで一致する。卷二十八の大尾「天下怪異事」は

六月三日、八幡の宝殿鳴動  
六月十日、天変つづく  
後六月五日、雷光あり

の順で記し、(783頁)  
是只事ナラス、何様ニモ天下ノ変ナリト申合ヘリ

で結ぶ。以上のように卷二十八は記事順序・詞章ともに神田本・西源院本に一致する。

卷三十「松岡城周章事」のうち薬師寺公義遁世の条は

シカシ憂世ヲ捨テ、此ノ人々ノ後生ヲ訪シニハト、俄ニ思定テ、自髻押キリテ、濃墨染ニ身ヲ替テ、高野山ヘソ上リケル、仏種ハ縁ヨリ起ル事ナレハ (835頁)

とあり西源院本に同じ。玄玖本・南都本は「取ハ憂シトラネハ人ノ数

ナラス」・「高野山浮世ノ夢モ覚ヌヘシ」の二首の和歌をのせる(玄玖本830頁)。神田本はこの巻欠。

卷三十一「錦小路殿逝去事」は

今年ノ春ハ、禪門又怨敵ノ為ニ毒ヲ吞テ先給ケルコソ哀ナレ、三遍門閻老病死、一彈指項去来今、タニ始ヌ事ナレトモ、三年ノ中ニ日ヲ不替酬ヒケルコソ不思議ナレ (838頁)

とおわり、玄玖本・西源院本に同じ。南都本はやや長い評言を持つ。

卷三十二「笛吹峠軍事」も玄玖本・神田本・西源院本に同じ本文を持つ。南都本系統はやや異文を持つ。例示は省くが長尾弾正・根津小次郎についての記述(西源院本885頁)にその相違が顕著に窺える。

卷三十三「山名右衛門佐為敵事」の一節、

四目結ノ旗一流、真如堂ノ前ニ下リ合フタリ、誰ソト見レハ佐々木ノ山中判官定詮也、和田橋此敵ノ氣ヲ計テ猶平野ニ帯キ出サン為ニ、法勝寺ノ西ノ門ヲ打過テ、二条河原ヘテト引退キケレハ、案ノ如ク佐々木五百余キニテ懸出タリ、和田橋千余騎ノ勢、東西ニ開合セテ、散々ニ射ル、射レ共佐々木事トモセス、敵ヲ三方ニ相ウケテ火ヲ散テ戦タル、山名カ執事小林右京亮手合ノ合戦シ違テ、敵ニ横合ニ合テ攻戦フ、佐々木両勢ニ手痛ク懸ラレテ叶ハシトヤ思ケン、後陣ノ荒手ニ譲テ、神楽岡ヘ引退ク、宮方手合ノ軍ニ打勝テ、恐ル、所モナク、東ノ方ヲ見タレハ、土岐ノ桔梗一揆ト覚テ (933頁)

とあり永和本に同じ(雄松堂書店版、鉛印42頁下に相当)。神田本はこの部分、一行の右側に永和本の本文を、左側に玄玖本の本文を併記する(刊本54頁上)。玄玖本と南都本は同じで、西源院本はまた別の異文。この永和本に一致する本文は、参考本の引く金勝院本とも同じ(刊本下389頁下~397頁上)である。但し京大本(卷三十三に相当)は玄玖本の本文に一致する。

卷三十三「鬼丸事」についての末尾は

高時ノ代ニ至ルマテ、身ヲ不レ放守リニソシタリケル (918頁)

とあり、高時以後の伝来についての記述はない。神田本・玄玖本・南都本・永和本に同じ、西源院本は後日譚を記す。「鬼切事」についても同様な現象がみられ(920頁)、西源院本は後日譚を持つ。また例文は略すが「神南合戦事」の本文も永和本のみと一致し、神田本・西源院本・玄玖本・南都本とは異なる。「八幡御託宣事」の末尾に三首の落首はなく、これも永和本と同じである。他本これを持つ。

以上のように宝徳本巻三十三は、校異から判断できる殆んどすべての箇所において永和本巻三十二に一致する。比較の対象にしている古態四本がいずれも永和本とは別系統の本文を持つ現状において、宝徳本(永和本に次いで古い書写である)が永和本と同じ本文を持つことを確認出来たことは、本文の流動を考える上で貴重である。

卷三十四「新田左兵衛佐義興自害事并江戸遠江守事」の末尾近く、義興の怨霊が江戸遠江守をとり殺した後の

有為無常之世ノ習、明日ヲ知ヌ命ノ中ニ僅ノ欲ニ耽リ……(下略)(930頁)

という西源院本で四行程の評言はなく、玄玖本・南都本・神田本に同じである。

卷三十五「宰相中将殿賜將軍宣旨事」の後半、佐々木秀詮が宣旨を受け取る理由を記した部分はなく、玄玖本・南都本・神田本に同じ。西源院本はこれを持つ(935・936頁)。

卷三十五「紀州龍門軍事」の末尾近く、古態四本の中では西源院本のみが官方の塩谷中務の最期の様を詳述(974頁)するが、宝徳本は神田本・玄玖本・南都本に同じく簡略。次の「紀州二度目軍事」の末尾は

少シモ不レ支、龍門ノ陣ヲ落サレテ、阿頼河ノ城へ籠リケル、哀レサリトモ塩ノ谷ノ中務カ有ル程ナラハ、同ク引トモ恥アル合戦一戦シテ、御方打ル、其敵ヲモ若キ亡サヌ事有ラシト、御方ノ軍勢云ケレト、一騎当千ノ兵共、カ、ル者ヲヤ云ヘカラルント思ハヌ者ハ無リケリ、芳賀伊賀守、二度目ノ恥ヲ洗テ紀州ノ打手皆津々山ノ陣へ帰リケル (976頁)

とあり西源院本に同じ。神田本・玄玖本・南都本とは異なる。

卷三十六「山名作州発向事并北野参詣人世上雑談事」のうちのいわゆる北野通夜物語事は前節で触れたように記事の有無に係る異同がある。文脈を示すため各説話の接続部分を引く。日藏上人のこの末尾から記す。

彼帝随分懲レ民治世給シタニ、地獄ニ落給フ、又承久已降武家代々天下ヲ治シ事ハ、評定ノ末座ニテ承置シ事也、抑武家ノ世盛成シカハ、尺地モ其ノ有ニ非スト云事ナシ、一家モ其ノ民ニ非ト云事無シ、シカレ共、武威ヲ不守故、地頭敢テ領家ヲ不レ侮、守認曾テ検断ノ外ニ不レ綺……

(大系本(三)319頁相当)

〔以下大田文のこと、泰時明恵に会談のこと〕周ノ文王ノ時、一國ノ民群ヲ讓リシモ、文王一人ノ徳諸國ニ及ト云々、群ヲ讓ルト云ハ、我田ノ境ヲ人ノ田ノ方へ讓与ル心ナリ、仮ニモ人ノ地ヲ掠取事無キナリ〔※〕大守一人小欲ニ成給ハ、天下小欲ニナルヘシ、泰時此語ヲ信シテ、父義時朝臣ノ頓死シテ、讓状ノ無リシ時(320頁)、……(中略)……此体ヲ見ルニ僻事アラハ、雖而イカナル目ニモ可レ被レ合トテ、或和談シ、或僻事ノ方ハ負テ論所ヲ被シケル(321頁)〔米〕然ニ大守逝去ノ後、背父母ニ失兄弟人倫ノ孝行日ニ添衰へ、年ニ随靡ル、一人正ケレハ万人ニ随事分明也、然ル(322頁)〔◎〕ニ今ノ世ノ二代ノ武将一人トシテ是ヲコノマス、抑角テハ世ノ治ルト云事ノ候ヘキ、セメテハ宮方ニソ、君モ久民ノ愁ヲ知食シ(327頁)〔以下、雲客が周の大王の話をする〕

西源院本では※に文王の徳のことを三行程(100頁)、\*に寛喜元年の飢饉のこと、泰時儉約のことを記す(107頁)。◎の部分、他本には

I、時頼廻國修行のこと(版本で一丁半)

II、貞時廻國のこと(版本で約半丁)

III、青砥左衛門のこと(版本で五丁)

があり、特にI・IIIは管見のすべての版本が持つが、宝徳本はI・II・IIIを全く欠く。他本にない独自のあり方で、その意味する所は別に考えたい。

卷三十七「清氏隱謀企并子息元服事」の志一上人について

何ト無く古郷ニテ候ヘハ京都モナツカシク候上、畠山聊管領ニ申事候テ、其為上洛シタリト申ケル、此志一上人ハ元米邪天道ノ法成就ノ人ナル上、近比鎌倉ニテ諸人奇特ノ思ヒヲ成シ、掃依浅カラス、サルノミナラス、畠山入道諸事深ク信仰ニ遷ミ入テ、関東ニテモ不思議共現シケル人也(下略) (104頁)

とあり神田本・西源院本・玄玖本に同じ。南都本はこの一節を欠く。

卷三十九「西長尾軍事」の細川清氏奮戦の条、

吾朝秋津嶋ノ中ニ生レテ、清氏ニ一太刀ヲモ打付ヘキ者ハ覺ヘヌ物ヲ、トテ呼ハリテ、只一騎又大勢ノ中ヘ懸入給(中略)爰ニ備中国ノ住人眞壁孫四郎、是コソ相模殿ヨト見タリケレハ、縦ヒ身ヲ千々ニ碎カル共、敵ノ大将ニ寄合テコソ死ナメト思ヒケレハ、馳寄セテ懸進ヘ様ニ、長鎌ノ柄ヲ取ノヘテ、放チツキニ相模守ノ乗給ヘル鬼鹿毛カ草脇ヲソ突タリケル

(109頁)

とあり、玄玖本・西源院本に同じ。南都本は長い異文がある。「和田事」(整版本は「和田橋与箕浦次郎左衛門軍事」)のうち、木村兵庫助の逃避行の条は西源院本(108頁)に比し長文で、玄玖本・南都本に同じ本文を持つ。

卷四十上「諸大名護道朝事」の終わり、道朝の北陸行の条、

道朝ニ宮ヲ待連テ、越前ヘコソ下リケレ、去程ニ我身ハ仙山ノ城ニ籠リ、子息治部大輔義将、舍弟民部小輔義種、嫡孫左近将監義高三人、栗屋ノ城ニ籠リ北國ヲ打随ヘント威ヲ振ハレケル由聞ヘシカハ、畠山尾張守義深、守護ニ成シ、山名中務大輔氏冬、舍弟修理亮高秀、土岐左馬助義行、佐々木判官入道崇永、舍弟山内判官入道崇善、同治部小輔高秀、赤松大夫判官光範、舍弟兵庫助範顯、富樫介昌家、此人々ニ六ヶ国ノ勢七千騎ヲ差添テ、彼仙山城ヲ十重廿重ニ取巻テ、日夜朝暮ニ攻ケレトモ、高山崎チ地ノ利ヲ得テ兵糧水木卓散ナレハ、何年攻ト云共、此城可被落トハ不見ケリスル處ニ太夫人道朝ハ、俄ニ病ノ霧ニ被侵、貞治五年七月十三日逝去シ給シカ、治部大輔義将様々ノ愁訴ニ依テ、同九月ニ宥免有テ、安堵ノ御判ヲ被成、越中ノ守護職ヲ拝領有シカハ、兄弟懸テ彼國ヘ馳越テ、桃井伊与守、同右馬助ヲ誅討シテ、北國無為ニ治シカハ、不日ニ京ヘ召上セラレ給ニケリ (1123・1124頁)

とある。玄玖本・南都本・西源院本とも異なる。管見の諸本の中では米沢本(卷四十一「修理大夫入道道朝仙山籠事」)・吉田文庫本(卷四十一「道朝籠仙山城事」)の本文に極めて近い(人名の一部に異同はあるが)。

卷四十下「春日神木御帰座事諸卿供奉事」は、

尾張修理大夫入道々朝ハ二宮信濃守ヲ待連テ、道ノ程無子細越前國ニ下着シ給ケリ、懸リシカハ貞治五年八月十二日越前國川口庄南都ヘ被返付ニケレハ、神訴已ニ達テ神木懸テ御座有リ、今度ハ何ヨリモ藤氏ノ脚上雲寄奇麗ヲ尽シ、神幸ニ供奉セラルヘシト其沙汰有シカハ、將軍ヲ奉テ始テ武家ノ大名洛中ノ貴賤、棧敷ヲ打連テ是ヲ奉拜シ、既ニ其日ニ成シカハ、長講堂ノ南庭ニ布テ席ヲ参仕ノ諸卿、次第ノ一着座セラル、平時左右ノ伶人色々ノ唐装束ニテ唄ニ陳參シ、帷ヲ巻テ奏ニ乱声、先一番ニ石ノ上布留ヲ出奉ル (1124頁)

とあり、毛利家本・天正本のいずれも巻四十の巻頭の本文に一致する。

## 六、宝徳本の位置

以上、極く大雑把に校異から復元出来る宝徳本の特徴的な本文を見て来た。その結果、宝徳本は古態とされる四本（神田本・西源院本・玄玖本・南都本）のいずれかの本文と殆んどの箇所一致した。特に西源院本と同じ本文を持つことが最も多く（詞章の異同について触れた約五十箇所のうちの六割程度）、次に玄玖本・神田本との一致（ともに約四割）が多い。南都本と一致するのは二割程度で、それも南都本のみとの一致は一例もなく、南都本が玄玖本・神田本・西源院本と共通する本文を持つ箇所においてである。また『太平記』諸本の中で質的量的に最も特異な本文を持つ天正本の類のみとの一致例はない（巻四十四に一例あるが、これは毛利家本と同じ）。ごく一部に毛利家本・米沢本・梵舜本に近い例もあるが、これらも明らかな後出性を示す記事ではない。

さらに宝徳本のみ独自の記事構成・詞章の例としては、巻十五の持明院統の院宣入手のために薬師丸が帰京する記事を欠くこと、巻二十一「塩治判官讒死事」で師直が湯上がりの方を盗み見る条を欠くこと、同じ章段の後半の高貞の逃走と桃井・山名等の追撃について叙した部分の記事構成および詞章のあり方、巻三十六の北野通夜物語の中の時頼廻国修行の事・青砥左衛門の事をいずれも欠くこと、巻四十四の大尾を「光厳院崩御事」で閉じること、等が挙げられる。個々についての検討が必要であるが、これら宝徳本の独自異文も、他本より記事量が多かったり、内容的に明らかに増補と認められるものではなく、むしろ諸本の中では古態を示す本文の形態であろうと予測される。

宝徳本は、巻数および巻の分け方といった言わば外形的要素を基準にした分類では乙類本に位置したが、詞章の特徴はむしろ甲類本に近く、主に神田本・西源院本・玄玖本の性格を併せ持つ古態の伝本の一つと言える。宝徳本の場合、問題の巻二十六・二十七・二十八の分割は乙類本と同じだが、本文は神田本・西源院本に全く一致するという特徴を持つ。このことは、巻数および巻の分け方を基準にした諸本の分類方法は、確かに手取り早く伝本を分類できるものの、それが必ずしも本文詞章の特徴を十全に反映しているとは限らないことを意味し、この分類基準にはいさか再考の余地がないでもない。

また宝徳本の巻三十三は記事構成・詞章ともに殆んどすべて永和本巻三十二（『太平記』<sup>16</sup>）の成立から二、三年後に写された最古の写本）に合致する本文を有する。古態とされる四系統の伝本はいずれも永和本とは異なる系統であり、一巻分のみだが宝徳本との一致が確認できたことは貴重である。仮に永和本の巻三十二以外の諸巻が現出したならば、それらはこの宝徳本の本文に一致する可能性もある。すなわち、他の諸本に見えない宝徳本の独自異文は、永和本の影響下に成るものであるかもしれない。

巻四十を上・下に分け、全体の大尾を光厳院の行脚・崩御でしめくくる伝本が曾て存在したことは、小稿の試みの中で初めて知り得たこととて、これはおそらく『桑華書志』の伝える一条兼良校合本の奥書の伝承とも係り、『太平記』の生成を考える上で看過できない問題となる。異文の二々の具体的な検討など、小稿で果たせなかった様々な問題と併せて次稿以下での課題としたい。

### 注

(1) 注(2)の旧稿で「江戸中期の刊」(6頁)としたが、その後、長谷

- 川端氏の御教示により寛永無刊記整版本であることを知った。
- (2) この間の経緯については拙稿「尾張藩士の『太平記』研究—宝徳本・駿河御旗本・西源院本のことなど—」(『青須我波良』29号、昭和60年6月)参照。
- (3) 『太平記』の生成に近江国が深い係りを持つてあろうことは諸氏に指摘があるが、この宝徳本の書写も近江国甲賀郡の圓岳(の)明室宝正居士に係ってなされたことは注目しておきたい。
- (4) 四十巻本の原形の成立を応安五、六年(一三七二・七三)のころとみるならば(増田欣「太平記の成立」『日本文学全史3中世』昭和53年7月、学燈社)榎貞、成立から四十余年となる。
- (5) 加美宏「太平記享受史論考」(昭和60年5月、桜楓社)93頁。
- (6) 章段名は復元できる宝徳本のそれによる。但し不明の場合は整版本(河村本)で代用する。
- (7) 「玄玖本太平記解題」(『玄玖本太平記』田(昭和50年2月、勉誠社)所収。
- (8) 注(7)に同じ。
- (9) 鈴木登美恵「太平記の成立と本文流動に関する諸問題—兼長校合本太平記をめぐって—」(『軍記と語り物』7号、昭和45年4月)は「桑華書志」著録の一条兼長校合本「太平記」の奥書を紹介するが、そこでの「四十者元来闕之」・「一七廿六卅九各有本末」という伝承と係りを持つか。
- (10) 「太平記諸本の研究」(昭和55年4月、思文閣出版)150~157頁。
- (11) それぞれ神田本・西源院本・玄玖本・南都本で代表させる。
- (12) 引用本文は、厳密に言えば、整版本の本文(すなわち、校異の記入がない部分。但し河村本の校異は詞章・語句の相違は記すが、表記上の微細な異同にまでは及ばない)と、宝徳本の本文(校異として記された部分)とは区別するべきだが(例えばどちらかに傍線を付すなどして)、煩雑になるので省略した。なお旧字体は新字体に改め、読点は私意による。
- (13) 以下は「西源院本」・「相当」を省き頁数のみを記す。
- (14) 西源院本は欠ける記事があるので、該章段に限り、記事量が最も多い古活字本によって相当頁数を示す。
- (15) 該話は神田本・西源院本・京大本・毛利家本・米沢本・今川家本などない。
- (16) 二、で触れたように宝徳本卷三十三の巻頭目録の「東寺合戦事」の下に「應永廿三年丙申當六十年」と注記があり、原宝徳本の卷三十三は応永二十三年(一四一六)以前書写の可能性が強い。永和本の書写から四十一年後。

## 〔付記〕

資料の閲覧・複写に御高配を賜わった国立国会図書館・名古屋市立鶴舞中央図書館他に深謝申し上げる。また長谷川端氏・藤井隆氏・水野柳太郎氏には有益な御助言をいただいた。記して御礼申し上げる。小稿は昭和六十年度文部省科学研究費補助金(一般研究C)、課題番号・六〇五一〇二三四、代表者・中京大学教授長谷川端)に基づく研究成果の一部である。

A note on the restoration of Hohtoku Version *Taiheiki*  
on the basis of the edition of Kawamura Hidekai

Shigeyuki NAGASAKA

**Summary**

This note aims to restore the original text of Hohtoku Version *Taiheiki* (Book 11 to Book 40), which was transcribed in the Hohtoku Period and has been lost, on the basis of the variants written in on his edition by Kawamura Hidekai, a Japanese classical scholar in Owari. It is possible to point out that the text of Hohtoku Version is akin to those which are considered to retain the original style of *Taiheiki*, and that Book 33 of this version is derived from those which Eiwa Version, the earliest MS consisting of only Book 32, belongs to. Hohtoku Version also has some original parts which are not found in other versions.